

法律知識 No.77

日常生活の中で起こる可能性のある様々な事例に対して、法律に基づいた対応策を紹介します。



弁護士 大橋 征平
介護福祉課 主幹
(所属：福島県弁護士会)

Q

大学に進学し、勉強やサークル活動が落ち着いてきたので、コーヒーチェーン店でアルバイトを始めました。

制服やエプロンを支給されましたが、初給料の明細表を見てみると制服代として1万円が差し引かれていました。

仕事で使う制服代をアルバイトの負担とすることは許されるのでしょうか。



A

労働基準法では、賃金は、控除せず、全額を直接労働者に支払わなければならないとされています。従って、天引きは原則として許されません。ただし、例外があり、労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合などにおいては、賃金の一部を控除することができるとされています。協定があるかどうか確認してみてください。

賃金の一部控除が認められるためには、さらに条件があり、労働契約上も控除が認められている必要があるとされています。制服代について賃金から天引きをするためには、就業規則などに制服代の天引きを認める旨の規定が定められていなければならないこととなります。就業規則の内容も確認してみてください。

なお、労働契約を締結する際、使用者は、労働者に対し、労働条件を書面で明らかにしなければならないとされています。制服代を天引きするのであれば、この書面（労働条件通知書）に、その旨の記載されているはずですが、最初にその点を確認するのがよいと思われます。

各出張所で法律相談会を
開催しています
(各回ともに13時～16時)

開催日

- 福島出張所 7月3日(月)、8月7日(月)
- いわき出張所 7月11日(火)、7月25日(火)
8月8日(火)、8月22日(火)
- 二本松出張所 7月18日(火)、8月15日(火)

ここから下は広告です。